

制定 令和 6 年 6 月 3 日 熊本市長決裁
改正 令和 6 年 7 月 1 1 日 脱炭素戦略課長決裁

熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本市の予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 6 年 3 月 1 日付け環地域事発第 2403011 号。）（以下「交付金交付要綱」という。）及びこの交付要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 補助金は、本市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく事業又は事務を実施する市町村、事業者及び熊本市上下水道局に対して、地域を脱炭素化し、再生可能エネルギー等の導入を推進するための財政的な支援を行い、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律と一体となって、2050 年カーボンニュートラルの実現及び 2030 年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この交付要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金

本市が、前条に定める目的を達成するために作成した事業計画に基づく事業又は事務（以下「補助金事業」という。）の実施に要する経費に充てるため、この交付要綱に定めるところに従い本市が交付する補助金をいう。

二 重点対策加速化事業

「地域脱炭素ロードマップ」（令和 3 年 6 月 9 日第 3 回国・地方脱炭素実現会議決定。）及び地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に基づき、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下「交付金」という。）により行われる加速的な取組をいう。

三 補助対象事業

本市が事業計画において別に定めた補助金事業をいう。

四 補助金事業実施者

補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する市町村、事業者及び熊本市上下水道局をいう。

(交付対象)

第4条 補助金の交付対象は補助金事業実施者とする。なお、補助金事業実施者は、第10条第1項の規定による交付決定通知後の事業着手を原則とするが、交付金の内示後に事前着手をすることができるものとする。ただし、事前着手をする場合は、速やかに、第9条第1項の規定による交付申請書を提出するものとする。

(交付期間)

第5条 補助金を交付する期間は、補助対象事業が実施される期間とする。

(交付限度額)

第6条 補助金の交付額は、事業計画において計画された補助対象事業ごとに算出された額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）の合計額とする。

(補助対象事業の事業間調整)

第7条 補助金の交付決定後、補助対象事業を実施するにあたって、事業計画に掲げられた補助対象事業の間の経費は、本市と協議の上、交付限度額の範囲内で事業計画ごとに掲げられた補助対象事業間において流用をすることができる。

(補助額の年度間調整)

第8条 補助金の交付決定後、補助対象事業の進捗の状況により変更があった場合には、補助金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、本市と協議の上、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された補助金の額が当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(交付申請)

第9条 補助金事業実施者は、各年度における補助金の交付申請において、様式第1による熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、熊本市長に提出して行うものとする。

- 2 補助金事業実施者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

- 第 10 条 熊本市長は、前条第 1 項の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第 2 による交付決定通知書を補助金事業実施者に送付するものとする。
- 2 前条第 1 項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。
- 3 熊本市長は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（変更交付申請）

- 第 11 条 補助金事業実施者は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 3 による熊本連携中枢都市圏重点対策加速化事業補助金変更交付申請書（以下「変更交付申請書」という。）を、熊本市長に提出して行うものとする。
- 一 補助対象事業の交付決定額を変更しようとするとき
 - 二 補助対象事業を新たに追加しようとするとき
 - 三 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- 2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の変更交付申請の手続について準用する。
- 3 適正化法第 7 条第 1 項第 3 号に基づき環境大臣が定める軽微な変更は、補助金事業実施者ごとに補助金の額の増減以外の変更とする。ただし、第 1 項各号に該当する場合を除く。

（変更の承認）

- 第 12 条 熊本市長は、前条第 1 項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、変更すべきものと認めたときは、変更を承認し、第 2 項に規定するものを除き、様式第 4 による変更承認通知書を補助金事業実施者に送付するものとする。

- 2 前項の変更を承認する場合において、補助対象事業の交付決定額を変更する場合には、第 10 条の規定に準じて交付決定の内容を変更し、様式第 5 による変更交付決定通知書を補助金事業実施者に送付するものとする。

(交付の条件)

第 13 条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助金事業実施者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 二 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。
- 三 適正化法第 22 条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 四 補助金事業実施者は、熊本市長の承認を受けないで、前号で定める期間を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 1 項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- 五 補助対象事業の完了によって補助金事業実施者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助金事業実施者に納付させることができる。
- 六 適正化法、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、交付金交付要綱及びこの交付要綱に定めるところによること。
- 七 補助金事業実施者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(交付金事業の中止又は廃止)

第 14 条 補助金の交付の決定があつた後、事情の変更等により、補助金事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第 6 による中止（廃止）承認申請書を熊本市長に提出して承認を受けなければならない。

(補助金事業の完了予定期日の変更)

第 15 条 補助金事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、熊本市長に様式第 7 による完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があつた場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

2 第 17 条第 2 項による年度終了実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度終了報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が補助対象事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第 11 条に規定する補助金の変更交付申請によるものとする。

(状況報告)

第 16 条 熊本市長は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助金事業実施者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第 17 条 補助金の実績報告は、補助金事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに様式第 8 による実績報告書を熊本市長に提出するものとする。

2 補助金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 10 日までに様式第 9 による年度終了実績報告書を熊本市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 18 条 熊本市長は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 14 条に基づく中止又は廃止の承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 10 による交付額確定通知書により補助金事業実施者に通知するものとする。

- 2 熊本市長は、補助金事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内（ただし、地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難い場合には、返還の命令の日から 90 日以内で熊本市長の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第 19 条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後、支払うものとする。

- 2 補助金事業実施者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 11 による交付請求書を熊本市長に提出しなければならない。

（補助金の額の再確定）

第 20 条 補助金事業実施者は、第 18 条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額するべき事情がある場合は、熊本市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 条第 1 項に準じて提出するものとする。

- 2 熊本市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 18 条第 1 項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

- 3 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 21 条 熊本市長は、補助金事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 4 号の場合において、補助金事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 一 補助金事業実施者が、法令等又は法令等に基づく熊本市長の処分若しくは指示に従わない場合
- 二 補助金事業実施者が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助金事業実施者が、補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助金事業の全部

又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助金事業を遂行することができない場合（補助金事業実施者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 熊本市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 熊本市長は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

（監督等）

- 第 22 条 熊本市長は補助金事業実施者に対し、それぞれ施行する補助対象事業に関し、適正化法、適正化法施行令その他の法令及び補助金の目的達成のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する補助対象事業の促進を図るため、必要な指導、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 熊本市長は補助金事業実施者に対し、それぞれ施行する補助対象事業について、補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第 23 条 補助金事業実施者は、第 9 条の規定に基づく交付の申請、第 11 条の規定に基づく変更交付の申請、第 14 条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 15 条の規定に基づく完了予定期日の変更報告、第 16 条の規定に基づく状況報告、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、又は第 19 条第 2 項の規定に基づく支払請求については、電子情報処理組織を使用する方法（令和 2 年 12 月 22 日環境省告示第 108 号に定めるもののほか、適正化法第 26 条の 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（関係書類の保管）

- 第 24 条 補助金事業実施者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第 13 条第 3 号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なもの

は、電磁的記録によることができる。

(間接交付の条件)

第 25 条 補助金事業実施者は、間接補助金（補助金を財源として補助対象事業を実施する事業者（以下「間接補助金事業実施者」という。）に交付する補助金をいう）を交付するときは、交付要綱第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 21 条及び前条に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 適正化法、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、交付金交付要綱及びこの交付要綱に定めるところによること。
- 二 間接補助金事業実施者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助金事業実施者は、間接補助金事業実施者が補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 補助金事業実施者は、第 1 項の規定により財産処分の承認をしようとする場合は、あらかじめ熊本市長の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 4 補助金事業実施者は、間接補助金事業実施者に相当の収益が生じると認められる場合には、間接補助金事業実施者に対して補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じなければならない。
- 5 補助金事業実施者は、前 2 項の規定により間接補助金事業実施者から納付を受けた額の補助金相当額を熊本市に納付しなければならない。
- 6 補助金事業実施者は、間接補助金を交付した場合において、間接補助金事業実施者から間接補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を熊本市に返還しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

第 26 条 熊本市長は、補助金事業実施者が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(その他)

第 27 条 補助金事業実施者は、交付要綱に疑義が生じたとき、交付要綱により難い事由

が生じたとき、あるいは交付要綱に記載のない細部については、熊本市長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 熊本市補助金等交付規則（昭和 43 年規則第 44 号）第 11 条第 2 項から第 4 項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。
- 3 この交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、熊本市環境局環境推進部脱炭素戦略課長が別に定める。

附則

この交付要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金事業から適用する。

附則

この交付要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金事業から適用する。